

週刊 **タバコの正体**

未成年者の喫煙は法律で禁止されている事は誰でも知っています。その法律の名前は『未成年者喫煙禁止法』といい、なんと明治33年に(1900年)作成されています。その条文のいくつかを以下に抜粋しました。

第一条 満二十年に至らざる者は煙草を喫することを得ず

第二条 前条に違反したる者あるときは行政の処分を以て喫煙の為に所持する煙草及び器具を没収す

第三条 **未成年者に対して親権を行う者情を知りて其の喫煙を制止せざるときは科料に処す**

二 親権を行う者に代わりて未成年者を監督する者亦前項に依りて処断す

第五条 **満二十年に至らざる者に其の自用に供するものなることを知りて煙草又は器具を販売したる者は五十万円以下の罰金に処す**

「親は子どもの喫煙を制止しなければ、お金を徴収される」とか「未成年者とわかっていて、そして本人が吸うのを知っていて、タバコを売ると50万円以下の罰金」という事も書かれています。113年も前から、子供をタバコから守るのは大人の責任である事も合わせて明記されていたのです。

しかし、一方で大人たちは、タバコをコーヒーやお茶を楽しむのと同じ嗜好品として扱ってきました。「子どもはダメでも大人になれば喫煙できる」という法制度のもとでは、「タバコは大人の嗜好品」というイメージを植え付けてしまい、タバコを吸う事は大人の証のように思われてきました。そのために、大人が集まる場所ではタバコの煙とニオイが付きものだった時代が長く続きました。

ところが現在では、タバコは子供も大人も関係なく身体に悪影響を与える事を多くの人が知っているのです、そんなものが「嗜好品」だと表現される事に違和感を持つ人も増えているでしょう。となるとタバコを吸う事は「大人になった証」だとは言えなくなってきています。

むしろ、君たちのようにタバコの事をきちんと教えてもらっている人の目には、タバコを吸うと「タバコを知らない証」のように映るのではないのでしょうか。

『未成年者喫煙禁止法』ができてから113年経過した今、タバコを吸うか吸わないかを分けているのは、タバコの事を正しく知っているか知らないかの違いです。子どもと大人の違いではありません。

産業デザイン科 奥田 恭久